

平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日
(火曜日)

平成 3 0 年 第 6 回幌延町議会 (定例会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- | | | |
|----|-----------|--|
| | | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般の報告 |
| 4 | | 行政報告 |
| 5 | | 一般質問 |
| 6 | 同 意 第 1 号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 7 | 議 案 第 1 号 | 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 8 | 議 案 第 2 号 | 職員の給与に関する条例及び幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 9 | 議 案 第 3 号 | 幌延町立診療所条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 10 | 議 案 第 4 号 | 平成30年度幌延町一般会計補正予算（第3号） |
| 11 | 議 案 第 5 号 | 平成30年度幌延町立診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 12 | 議 案 第 6 号 | 平成30年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 13 | 議 案 第 7 号 | 平成30年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 14 | 議 案 第 8 号 | 平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 15 | 議 案 第 9 号 | 平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 16 | 発 議 第 1 号 | 懸案事項促進要望のための議員派遣について |
| 17 | 発 議 第 2 号 | 閉会中の継続調査について |
| | | 閉会宣告 |

本日の会議の順序

		開会宣告及び会議宣告			
日 程 第	1	会議録署名議員の指名			
〃	2	会 期 の 決 定			
〃	3	諸 般 の 報 告			
〃	4	行 政 報 告			
〃	5	一 般 質 問			
		休 憩 宣 告			
		開 議 宣 告			
日 程 第	6	同 意 第 1 号			
		休 憩 宣 告			
		開 議 宣 告			
日 程 第	7	議 案 第 1 号			
〃	8	議 案 第 2 号			
〃	9	議 案 第 3 号			
		休 憩 宣 告			
		開 議 宣 告			
日 程 第	10	議 案 第 4 号			
〃	11	議 案 第 5 号			
〃	12	議 案 第 6 号			
		休 憩 宣 告			
		開 議 宣 告			
日 程 第	13	議 案 第 7 号			
〃	14	議 案 第 8 号			
〃	15	議 案 第 9 号			
〃	16	発 議 第 1 号			
〃	17	発 議 第 2 号			
		閉 会 宣 告			

出席議員（８名）

8 番	植 村 敦
1 番	富 樫 直 敏
2 番	西 澤 裕 之
4 番	無量谷 隆
5 番	鷺 見 悟
6 番	吉 原 哲 男
7 番	高 橋 秀 之

欠席議員（１名）

3 番	斎 賀 弘 孝
-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	利 波 隆 造
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課 長	飯 田 忠 彦
住 民 生 活 課 長	藤 井 和 之
保 健 福 祉 課 長	早 坂 敦
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総 務 グ ル ー プ 主 幹	伊 藤 崇
企 画 振 興 グ ル ー プ 主 幹	角 山 隆 一

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

町 立 診 療 所 事 務 長	(早 坂 敦)
-----------------	---------

農 業 委 員 会 事 務 局 長	(山 本 基 継)
-------------------	-----------

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	(飯 田 忠 彦)
-----------------------	-----------

総 務 係 長	梶 淳
---------	-----

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 田 秀 紀
主 事	満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 植 村 敦 君

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第6回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において2番 西澤裕之君、4番 無量谷隆君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、12月11日から13日までの3日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、12月11日から13日までの3日間までに決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告申し上げます。

はじめに、バイオマス産業都市構想についてですが、この度、平成27年度より可能性調査を進めておりました、幌延町における家畜ふん尿バイオマス利活用について、幌延町バイオマス産業都市構想としてまとめ、本年7月に国に提出をし、9月にバイオマス産業都市構想選定委員会ヒアリングを経て、10月23日に認定されましたので、ご報告をいたします。

本構想につきましては、酪農が将来にわたり、本町の基幹産業として継続し、かつ、酪農を営む集落が存続するために必要な要素の一つに、バイオマスガスプラント普及を位置づけ、策定したものです。

本町酪農の大宗を占める飼養頭数100頭前後の経営体において導入可能なバイオマスプラントモデルの構築。また、高圧での売電が困難な地域事情を踏まえたバイオマスガスエネルギーの自家消費と低圧売電による、資源循環型バイオガスプラントモデルの構築を目指すことを主眼に置いております。

本構想の具体化に向け、検討協議会を設置し、引き続き、関係機関との協議、情報共有を図りながら、幌延モデルの構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、北海道胆振東部地震の被災地への職員派遣についてですが、9月6日に発生した平成30年、北海道胆振東部地震により、家屋倒壊や、土砂災害など、甚大な被害を受けた厚真町、安平町、むかわ町の3町から、北海道の災害対策本部に役場機能等担う職員の派遣要請があり、本町は、宗谷総合振興局から職員の応援要請を受け、10月9日から13日までの5日間、総務財政総務グループ伊藤主幹と教育委員会社会教育グループの岩田主事の2人の職員を厚真町に派遣しました。

宗谷管内からは17人の職員が派遣され、全員が厚真町で災害復旧の応援業務にあたり、住宅等の被害の程度を証明する、罹災証明書の交付事務を行ってきましたので、ご報告いたします。

最後に、一般タクシーによる貨客混載輸送についてですが、国は、自動車運送業の担い手確保や人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域等において、人流・物流サービスの持続可能性を確保するためには、従来の自動車運送業のあり方とは異なる、新しい事業展開を可能とし、その生産性向上を図っていくことが必要であると、平成29年9月1日以降の許可申請から自動車運送業の取扱いにおける規制緩和を行いました。

具体的には、従来の自動車運送業の縦割りにとらわれず、乗り合いバスについては全国で、貸し切りバス、タクシー、トラックについては、過疎地域において、旅客運送と貨物運送業のいわゆるかけ持ちを行うことができる措置を講じたものであります。

これを受け、町内のタクシー事業者が、北海道運輸局に貨物輸送許可申請をして、許可を受けられ、宅配事業者の稚内営業所と移送に係る契約を締結し、貨客混載輸送として幌延市外区域で配達が始められることとなりました。

なお、先日報道にありました、タクシー事業者、宅配事業者、JR北海道の三者が連携して輸送するという件につきましては、現在、実証実験を行っているとお聞きしておりますので、これらの仕組みが構築された場合には、全国的にも珍しい取り組みで、物流サービスの持続可能性が高まることから、本町においても大変喜ばしく、更なる展開に期待してるところであります。

そのほか一般事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第6回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会12月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

始めに学校教育について、4点ご報告いたします。

1点目は、北海道牛乳普及協会等主催の牛やミルクのある風景絵画コンクール中学1年の部で、問寒別中学校1年、遠藤康真くんが、北海道知事賞を受賞しました。

また、前年度の北海道こども木工作品コンクールで北海道知事賞を受賞した、問寒別中学校2年、遠藤芽衣さんの功績が認められ、幌延町文化奨励賞が授与されました。

2点目は、11月10日に名寄市で開催された、名寄地区中学生新人バドミントン競技選手権大会の男子個人戦ダブルスの部で、幌延中学校2年の村上瞬之介くんと若杉翔也くんの

ペアが第3位となり、全道大会への出場権を獲得しております。

3点目は、青少年保護育成弁論大会が、10月23日に本町で開催され、団体で2位、個人では、幌延中学校3年、谷口愛梨さんが2位に入賞しました。

4点目は、平成30年度全国学力・学習状況調査の北海道教育委員会が作成する市町村別結果報告書へ、本町の学習状況等を掲載することに、幌延町教育委員会も同意いたしました。学習状況の一部分、一側面ではありますが、他の市町村と同様に道教委のホームページで公表されております。

次に、社会教育について2点ご報告いたします。

1点目は、開基120年記念関連事業として実施しました、心象館音楽の夕べと東京ブルーススタイルコンサートでは、多くの町民の皆さまにご鑑賞をいただき、盛会に終了しております。

次に、旧学校や炭鉱跡地などの史跡への標柱設置につきましても、文化財専門委員の皆さんや北大演習林のご協力により、予定通り設置することができました。

2点目は、バレーボール少年団が、10月6日に江別市で開催された、第1回T-FIVE CUP北海道大会の男子の部で見事優勝し、幌延小学校6年、清水健州くんがMVPに輝きました。

また、道内の少年野球チームの技術向上などを目的とする北海道選抜3大会のうち、12月22日から佐賀で開催される、第16回今泉杯西日本友好学童軟式野球大会に出場する北海道選抜チームの一員に、幌延小学校6年・門田昊弥くんが選出されました。大会での活躍を期待するところです。

以下、執行予算、各種事業の詳細につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議長 植村 敦 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5 番 鷲見 悟 君

第6回町議会定例会において、一般質問を行います。

町長の2期目の公約についてお伺いします。

1つ、町長の公約の基本ビジョンの中長期展望では、2040年を視野に、町民の総力で、しごとづくり、人づくり、まちづくり、人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化し、夢を育む街、ほろのべをつくると記載されています。そこで、何故2040年なのか。地方創生との関連、町の計画との関連で述べているのかについて質問いたします。

2つ、公約の主な施策では、町民と行政の協働のまちづくり、夢と活力あるまちづくり、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり、健やかに安心して暮らせるまちづくり、自然に恵まれ安全で快適なまちづくり、まちへ新しい人の流れをつくると6項目について具体的な施策が掲げられています。

そこで、主な施策について、少し掘り下げて質問いたします。

①人材の派遣制度の活用とあるが、具体的にはどういうことか。

②観光施設の魅力向上と整備とあるが、道の駅のことか

③深地層、地圏環境研究推進と書かれていますが、具体的に4年間どのように研究を推進しようとしているのか。

④商工業者の活性化と新規起業促進、商工業の経営力向上対策、商工業の担い手確保と育成とありますが、具体的に考えていることはなにかを伺います。

⑤再生エネルギーの活用と事業誘致とありますが、何を誘致するのか伺います。

⑥選挙公約の中で、今まで進めて来た子育て支援は、他町村の中でも、幌延町の取組みは、先進的なものですが、高齢者支援が一言も触れられていないのは何故か。具体的な取組みを考えていないのか伺います。

⑦地域医療も稚内圏としてどう進めていくのか。

以上、7項目のことについてお伺いしますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

鷺見議員の私の2期目の公約に関するご質問にお答えします。

1 問目の中長期展望に関するご質問ですが、私は、1 期目では、ひとりひとりが主役になり、共生と共助の精神を大切に、町民の総力を結集して、和をもって元気な幌延をつくりましょうということを旗印に掲げ、町政を推進してまいりました。

2 期目もその理念は変わるものではありませんが、開基120年を経た現在、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少し、人々の生活環境や町の産業構造が変化しつつある中、さまざまな課題に取り組んでいかなければならない今、幌延町民皆さんの英知と行動力を結集し、幌延町の未来に向けたしごとづくり、人づくり、まちづくりを精力的に進めていくことが必要であると考え、スローガンを「みんなの力で夢を育むまち、ほろのべ」といたしました。

中長期展望につきましては、議員ご推察のとおり、幌延町では、まち・ひと・しごと人口ビジョンで、2040年の人口は、2,241人を目指すとしており、これに沿って、2040年を視野に、今後4年間で取り組もうとする施策を公約として掲げさせていただきました。

次に、2 問目の公約の主な施策の1 点目の人材派遣制度の活用に関するご質問です。

近年、町の仕事は多様化し、業務量が増えるとともに、複雑化、高度化し、専門性や様々な人、機関との連携が必要となってきました。したがって、今後そういったことに対応していくために、国や北海道の人材支援制度を活用し、支援員を派遣していただくとともに、併せて、本町職員の能力向上に資するものではないかと考えております。

今、念頭にありますのは、地方創生人材支援制度や地域おこし協力隊、集落支援員、地域防災マネージャー、地域林政アドバイザーなどの制度、北海道職員の市町村派遣制度などを必要に応じて活用していくことを想定しております。

2 点目の観光施設魅力向上と整備に関するご質問ですが、これは主に町の地域振興計画の基本戦略の一つであります、既存観光施設の魅力向上の推進を考えており、トナカイ観光牧場やノースガーデン、幌延ビジターセンター及びサロベツ原野エリア等を活用したサービスやメニューを充実させ、魅力あるものとして、観光客の増加と、町の経済活性化を結びつけ

たいと考えております。

なお、道の駅のような交流、拠点施設の整備検討も含まれてはいますが、これにつきましては、基本目標の6の町への新しい人の流れをつくるの中で、主な施策として掲げております。

3点目の深地層・地圏環境研究推進に関するご質問ですが、これまでと同様に、三者協定で約束している、いわゆる核抜きということを遵守した研究に協力していくという方針であります。なお、今後の研究につきましては、来年度末までに方向性が示されるものと考えております。

4点目の商工業の活性化に関するご質問ですが、まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけ、具体的施策として推進してきた、商工業に係る振興促進事業や経営力向上促進事業、雇用促進事業及び人材育成支援事業など、商工業振興策を今後も継続していきたいと考えております。特に次世代の商工業の担い手の確保や育成、新規起業支援など、将来に向けて、今、力を入れていかなければならない重要な施策であると考えております。

5点目の再生可能エネルギーの活用と事業誘致に関するご質問ですが、風力やバイオマス資源など、再生可能エネルギーを活用した事業化や、関連事業所の誘致を想定しております。

今般、幌延町は小規模ガスパラント展開を特色とする、バイオマス産業都市構想の認定を受け、私は再生可能エネルギーの導入拡大と、環境保全型酪農業の実現を目指すべく、資源循環型バイオガスパラント事業に取り組むつもりであります。私は、これらの事業を通して、再生エネルギーに関わる事業所等の誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますし、昨年度取得させていただきました、産業地域振興センターを活用した事業所の誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。

6点目の高齢者支援に関するご質問ですが、私は公約の基本目標4番目に、健やかに安心して暮らせるまちづくりを掲げており、ここでは、子育て支援は基より、健康づくり医療体制、地域福祉と高齢化対応のまちづくり、介護保険事業の推進など、生きがいや暮らしの支援などを通して、高齢者が健やかにいつまでも幌延町に住み続けたいと思えるような環境づくりや施策を進めていく考えであります。

また、保健福祉分野以外にも、地域のコミュニティづくりや集落支援員、生活交通対策、生涯学習、道路維持など、様々な施策を通して、総合的に高齢者支援を進めていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

7点目は、地域医療に関するご質問ですが、まずは救急を含め、町民の初期医療を担う幌延町立診療所の運営体制等を安定させ続けていくことが第一であると考えており、医師を始めとする医療スタッフや救急体制の確保、そして、持続的な運営が可能であり続けるには、経営面での負担軽減を図っていくことも重要です。これらの観点から、今議会において、町立診療所を国保直診施設とする条例改正案を提案させていただきましたので、ご理解をお願いします。

また、町村の診療所で、町民の医療全てを担うことは機能的に難しいことですので、二次医療については、今後も稚内や名寄の医療機関と連携させていただき、住民の安全と安心を守ることに努めてまいる考えであります。

以上、2期目の公約に関する考えの一端を述べさせていただきましたが、冒頭にも申し上げたとおり、私は、みんなの力を結集して、まちづくりを進めていく所存でありますので、改めて驚見議員におかれましも、今後とも町政推進に対しまして、これまで以上にご理解と協力をいただきますことをお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

5 番 驚 見 悟 君

1番目から触れたいと思うんですけど、今お話にあった、国、道の派遣事業。具体的に近隣町村でも、そういうような形、幌延でも、それなりの形があったんですけども、今、具体的にどういうことを考えているのか。もう少し具体的に。まだ漠然としてるものでも良いですけども、こういう人を入れたいとか、派遣したいとかっていう考えはないですか。今具体的にないんですか。

町 長 野々村 仁 君

現在も、一応お願いしているところ。まだそこは確定できるとかそういう話ではないですけども、具体的に申し込みをしているということもございます。北海道職員としての派遣を今お願いをしているというところでもございます。

それと、森林アドバイザーなども、少し設置をしたいということも考えておりますけど、まだ固まったところではございませんので、具体的にこうするということになっていません。

この2点は今進めているところでございます。

5 番 驚 見 悟 君

地域おこし協力隊のことについて触れてましたけれども、具体的に1人やめられています。2名でやってますけど、これをまた増員して3名かそれ以上の増やす計画はあるのか伺います。

町 長 野々村 仁 君

そこについても、担当課のほうで募集要項を定めまして、それぞれ募集をするところでもありますし、そのみならず、必要な場所で、この協力隊の募集をするようには私自身は考えてございます。

5 番 驚 見 悟 君

具体的な人員は考えていないんですか。当面は、2名+1でいくのか。それとも、地域おこし協力隊の仕事を増やすってことで考えているのか。具体的な人数は。

町 長 野々村 仁 君

具体的な人数は今1名、不足人員を増やすというところですよ。あと残りの私が思ってること自体としては、その必要要所に応じて、協力隊の要請を今後増やしていこうという考えであります。

5 番 驚 見 悟 君

そのあとの防災マネージャーそれは具体的にどういうことなんでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

防災マネージャーのほうとしては、よく最近聞かれてると思いますけども、防災のプロ、最近の突発的な大きな災害に対応するために、それぞれ防災知識を持った方々、強いて言えば、隣町もそうですけれども、自衛隊の定年者のプロの方々、そういう資格を持った方々を

派遣をしてもらうというか、養成をして、職員になるという、そういう制度でもありますけれども。まだまだうちは全然決まってませんけども、そういう防災にかけたプロというのが、うちにも少しいなくなってきたということもございますから、そういう人材も今後、少し考えていきたいと思っています。

5 番 鷺 見 悟 君

具体的にそれは、国の補助で人材派遣でできるのか。もしくは、町で臨時職員みたいな感じで受け入れるのか、その辺はどうですか。

町 長 野々村 仁 君

この制度については、国の交付税算入がございますので、そういう事業を使いながらということになるかと思います。

5 番 鷺 見 悟 君

地方交付税が算入されるということですが、具体的に人件費として、国から出てるということなんでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

今おっしゃられたとおり、交付税という形ですけども、地域おこし協力隊員と同じような形で助成をいただきながら、進めていくということであります。

5 番 鷺 見 悟 君

具体的な金額はどのぐらいになるんですか。

町 長 野々村 仁 君

金額まではまだ押さえてございません。多分、人件費の2分の1程度という推測はしてございますけども、そこは、その人たちの資格による額が違いますので、その辺は明確なことは答えられません。

5 番 鷺 見 悟 君

次に2番目の質問します。

観光施設で、道の駅も一つだけでも、今あるノースガーデンだとかトナカイ牧場とか云々ということはあったんですけども、観光計画にも同じようなことを触れられてますよね。具体的にスケジュール的には、どういう感じで考えているのか。4年間で、道の駅を早く決めなきゃいけないでしょうし、具体的に新しい天塩大橋、40号線との関係も出てくると思うんですけど、その辺の日程的な工程表というのは考えているんでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

いつまでという日程の区切りはございません。

それぞれ皆さんの英知を集めて、どの方向、どの政策を1番先に持っていくかということのを念頭に進めてまいりたいと。この4年の中でどこまで進められるか、それに一生懸命事業化になるように進めていきたいということであります。

5 番 鷺 見 悟 君

予算規模的には、どのように考えているのか。今までの施設は有効活用ということですけども、道の駅なんかの場合は、一定程度の予算があってしかるべきだと思うんですけど。このぐらいの何億ぐらいの予算などの考えもないんですか。

町 長 野々村 仁 君

今も全体構造として事業費が幾らということを限定した中で話をしてございません。

まず、1番根っこのどういうことが必要であるかということ、どういうことを一緒に組み込むかということ。その辺が1番町民にとって、建てた後の利用頻度も含めて、また、そういう公共施設として、フルに活用できることがどういうことなのかということを今、一生懸命観光振興計画の中の委員さん方にも、お手伝いをいただきながら、そういうお話をいただいていますし、議会の皆様方にもそういう提案をそれぞれしていただいて、積み上げていきながら、それに附帯する施設がどういうものが1番最適であるかということも含めて、今後もっていくものだと考えてます。

5 番 鷺 見 悟 君

次の3番目に移ります。

深地層と地圏環境研究の推進とだけ書かれているわけですけど、具体的に答弁の中では、三者協定云々それは前提ですから、それはわかりますけども。具体的に何を原子力機構が出てきた段階で考えるのか、町としての考えは元々持ち合わせてないのか。その辺について、何か他力本願的な話しか述べたかったわけだけど、具体的にどう進めるんですか。

町 長 野々村 仁 君

以前からずっとお話をしているとおり、これは31年度末にこの事業計画が出てきた時点で、その時点で皆さんのご意見を聞きながらこの先は進めてまいるという話をしてくれています。

ただ、地圏環境研究所をということ自体も、議員の皆様方にも少しずつニュースとしてお流しをしていると思ってますし、報告会や何かもやってると思うんですけども、今の研究自体が、今後、宗谷北部にある褐炭の活性化、利用価値を上げていくということについては、ものすごく魅力のある研究だと私自身も考えているので、これについても持続的にこの研究ができることを念頭に置いた推進をしていきたいということが、今回のお話であります。

5 番 鷺 見 悟 君

具体的にお金の話もしますけど、平成32年の3月31日で、電源三法交付金は、1度切れるという形になるわけですけど、地圏も同じようにお金は出ませんよね。その辺はどうですか。

町 長 野々村 仁 君

それ自体もどういう形で進められるか。経産省で所管をしてるわけですけども、本当にもしかこういうこと自体の地下にある褐炭未利用有機物を有効にメタンに変えて、こっちの北のエネルギーとして使えるという、科学的に実証をされたことが、経済的にどうなのかっていうのも含めて、研究をしっかり進めていきたいなという気持ちを私自身あります。

今、鷺見議員が言われたとおり、そこが終わればそこもあるよねというお話ですから、それは当たり前のことかもしれませんが、そこは、このエネルギーを地元に貢献をするために誘致をした研究所でもございますから、ここはそれなりとも独立してでも、何か研究ができないもんかというのは今後やっぱり考えていきたいものだなっていうふうに考えてございます。

5 番 鷺 見 悟 君

同じように地圏も、幌延町にはお金は入らないけれども、電源3法交付金は入っている。いわゆる北方を云々ということで、ノースティック財団を経由して入ってくる。だからそれが同じように、今のシステムで言えば、基本的にここで切れる、それは今の原子力機構の深地層研究センターも同じなわけです。

その辺がね、具体的に例えば、話が前後しますが、大体その行政のやることだから、言えないのかもしれないけども、一定の新たな方針を出るときには、必ず1年ぐらい前には打ち合わせというのがあるんです。だから、それが今の段階発表できないということなんだろうけども、要するに、ノースティック財団のことについても、それから今の深地層についても、その後をどうするんだっていう、その地圏の研究だけじゃなくて、今の深地層研究センターそのものの電源三法交付金が継続するのかわからないのかっていうことをお聞きしている。

町 長 野々村 仁 君

電源三法自体が、この研究がなくなった時点では、消滅するもんだと認識をしております。それだけが生きてるというすべはないとかなと私自身は考えてございます。

それと先ほど言った地圏の問題として、同じエネルギー施策の中で、何か形になったとして、私は臆測は喋らないと言いながら、臆測を喋っているような話ですけども、そういう憶測では、ものは喋りたくないんですけども、そういうことがあっても、この地圏環境研究所の褐炭の利用っていうのは、やっぱりそれぐらい興味があるものだと、私はそういう意味で申し上げたつもりです。

5 番 鷺 見 悟 君

基本的には地圏だけ話されてますけど、電源三法出なくても、基本的にやりたいという希望は持ってるっていうことですね、それはね。

問題は、今の電源三法交付金だけでなく、その地圏の内容がどういうぐあいに変化していくかっていうのは、よくわからないんですけども、。具体的に今まで言ってるんのは、来年の3月31日までにその発表になるからそれまで待てよと。それまでは議会にも、町民にも、具体的な話は喋れないよっていうそういう理解ですか。

町 長 野々村 仁 君

誰にも言うなよとか、言わないよとかでなくて、我々も話を聞いておりませんので、ここで想定の話などはできないということをずっと以前から申し上げてるとおりで、31年度末ですから、再来年の年度変わりまでについていうことですから、それはそんなぎりぎりまでじゃなくて、いずれかちゃんとお話しが我々にも聞かしていただける時に、町民の皆さん、議会の皆さんにきちんとご説明をしながら、この先のことを決めていきたいということを以前から申し上げてるとおりに変わりはございません。

5 番 鷺 見 悟 君

年度で言えば平成31年度だから、最終的には平成32年の3月31日。そういう理解ですよ。それはそれでいいんだけど、特別嫌みで言ってんじゃないで、具体的に法的なもの、例えば新たな発表が前後するんじゃないで、電源三法の形が変わるのか変わらないのか。もしくは、今の例えば対象になるものがあるのかないのかっていう、そういう具体的なものが

一切わからないよという答弁だと思うんだけど、それで行政としては良いんですかっていうことを聞いてるんです。当然問い合わせをするべきだし、いろいろ研究をすべきだと思うんだけど、その辺の町長としての取り組みはないんですか。

町 長 野々村 仁 君

31年で終わる、終わらないも含めての基本方針自体が定まっていないので、それはそこにいったら終わるんですか、終わらないんですかとかっていう質問事項としては、いささか逆に言えば不適切ではないかと。

我々としては、そういう形で年度、交付金としてきちんとしていただける時期っていうのは、この研究機関の中と捉えているわけですから、その研究自体がどう変わるかということを含めて、今後、きちんと31年度末に公表させていただきますということでありますから、その時点をいつかを我々に1年前なのか、相談をしていただける、そういう時期をじっと、それを待ってるしかないというところではないですかね。

5 番 鷺 見 悟 君

それでは、方向を変えて、固定資産税にいきます。

固定資産税は、国立研究開発法人になれば、基本的には納めなくても良いわけけれども、現実問題としてはいただいている。これの固定資産税の扱いは、どういう具合に考えていますか。

町 長 野々村 仁 君

どういうふうに考えているというか、これを従前たる坑道トンネルと同じような形で、評価をした部分で、固定資産税をいただいているということでありますから、研究をやっている間は、そういう資産として、固定資産税をいただくということと私は認識をしています。

5 番 鷺 見 悟 君

基本的にはそれで良いんだと思うんだけど、具体的に固定資産税も言うならば、今のシステムの中で言えば、見直しもできるよと。これはあくまでも、原子力機構、国立研究開発法人になれば、それを払う、払わないは、向こうの判断でできるということに書かれてありますから、そういった面では当然いただくように努力するという具合に理解して良いんですね。

町 長 野々村 仁 君

いただくようにというか、それは元々そういうトンネルと同じような評価と同じように、我々がこの研究がある間はいただくということだと、私自身はそういう認識をしています。

5 番 鷺 見 悟 君

閉鎖になった場合は、閉鎖になってもらっても、埋戻しが終わるまではいただくということですか。

町 長 野々村 仁 君

その埋め戻しなってしまうということ自体が、どういう形になるかということだと私自身は思っています。

多分埋め戻しになるっていうのは、研究ではなく、やっぱり埋め戻しということなんだろうと思いますので、研究ではない、そういう位置づけからすると、その時点では、埋戻しする時点であれば、どういう形になるかっていうのは、今後きちっとお話をしていかなければ

ならないんだろうなというふうに考えてございます。

5 番 鷺 見 悟 君

4 番目の商工業者のことについては、タイトルの的には理解できるんですけど、具体的に緊急性も言われてました。それは町長としてはどういう具合に進めていくんですか。

町 長 野々村 仁 君

私 1 人が一生懸命笛鳴らしても、それは農業、一次産業も同じですけども、それは進まないものだと思ってます。

いろんな形で種を蒔かせていただいた中で、いかほどの皆さんがその向きで、そういう形を利用しながらこうしたいという、そういうことに支援をしていくということで、こういう制度をつくらせていただきましたし、それは商工会の皆さん、また、建設業者の皆さんから数の少ないご意見ではあったにしろ、そういう向きのお話があったことに関して、この事業をつくってきたことでもありますから、まずは人づくりをしていくことが大事であって、いきなり反映することがないということで、まず、人材育成にかかわる事業にも、厚く支援をしたというところが、今回の早急な施策の一つだったと私自身は考えてございます。

5 番 鷺 見 悟 君

今まで歴代の町長が進めてきた、いわゆる助成制度とか融資制度がありますよね。そういったものの金額の増額だとか、枠の拡大だとかってそういうことは考えてないですか。

町 長 野々村 仁 君

今までの政策自体も、その枠の拡大、その需要があるない、そういう形もご意見の中であれば、将来、そういう形になろうかと思ってますけども、その事態では今までもそれほど使われてこなかったというところもございます。それ以前に何か違うことがあるんだろうということが、今回のこの事業だったと私自身も考えてございますので、今の時点で、拡大、緩和とかっていうことは、考えてございません。

5 番 鷺 見 悟 君

再度 6 番目の質問しますけど、町長が、健やかに安心して暮らせるまちづくりということで、高齢者対策は触れてるんですよっていうお話があったんですけども、具体的にですね、幌延も他町村よりは、緩やかであったけども、高齢化率が人口の 3 割に到達せんとしている。680 数名ということで、増えてきてるわけですけど、具体的に幌延町の議会として 3 年半前にですね、石川県を視察してきて、それで提案をさせていただいたんですけども、交通体系もありますけども、例えば、今最初に触れるのは、免許証の返還を高齢者した場合。幌延は人口が人口ですから、そんなにはないんですけども。具体的にその後の何かないのかっていう問い合わせが私にもきています。

例えば、事務的な費用だけ持つという自治体もあれば、近隣町村でも、枝幸町の場合は免許返還したときに、3 万円の助成をすとか。それから、浜頓別町では 3 年間に渡って、一年間に 48 回 610 円のタクシー券を発行すとか、具体的なものが出ています。

中頓別は町営のタクシーなもんですから、それに対する助成。稚内の場合は、免許返納者に対して云々はないけども、童夢ですか。その温泉券だとか、交通費の 100 円で市内バスを利用できるとかっていう話を聞きました。具体的に幌延町としては無いわけですけど、

その辺は町長としてどう考えてますか。

町 長 野々村 仁 君

以前に議員のほうから、担当を通して、そういうお話を懇談をしたという話は聞いてございます。あの時のお話でいけば、距離の関係で、どういう負担が本当に平等的に福祉に当たるんだろうということを、私のほうでもお話をさせていただいたと思ってございます。

ただ、免許返納とか、そういう時期が、あの時期よりももっともっと進んできて、高齢者の皆さんとお話ししても、免許証を返したんだけど、公共機関がなくて出て歩けなくなるんだよなっていう話を私自身も聞いてございます。

その時点では、近隣町村でもいい事例があるという話も聞いてございますので、議会の皆さんと、また早急にどの対策が1番良いのかということも今後考えて、早急に、出していかなければならない事案の一つだと私自身も考えてございます。ただ一長一短、なかなかできないのが、距離感の問題とそれから離れた集落への公共的な交通の路線がやっぱりどうしてもひっかかってくるかなということでもあります。集落については、それこそ30キロ離れた集落にまで、その先また15キロ、20キロまでの奥にもしたら、そういう免許返納者がいるということの対策を、この本町から出向いて、対策をできるかということそうではなく、中間的にどういう体制をとれば、そこまでの足を確保してあげられるかっていうことを相対的に、もう少し具体的に考えていく必要があるだろうと。試験的にということで、テスト的に1番近いところだけをやっていくと、その端の部分を賄うてなると、やっぱり相当なコストになるということも考えて、どう今後進めるかというのは、皆さんがそれぞれ先進地を視察をされましたので、もっともっと良いアイデアをいただきながら、我々担当部署とも協議していただいて、早期に進められればとそのように考えてございます。

5 番 鷺 見 悟 君

全体的な物事を決めて進めるっていうのは、そのとおりでいいんですけども、具体的に今までの子育て支援についてもですね、できるものからこうやってきたという経過があるんだと思うんですよね。

最初出したのは、地域の高齢者の交通体系の問題。1番大きな問題は医療の問題なんでしょうけれども。過疎化を防止する。地域に住んでいただく。それは地方創生の考え方と同じですけども。まず、医療の問題、そして、今言った交通機関の問題、そして、定住というそういう3つの括りで進むと思うんですけども、今言ってるのは、緊急性があるなと思ったから言ってるんですけども、免許の返納についての助成というのは、やはりそれほど大きな金額でもないし、今すぐ取り組めることだと思うんですよね。警察に行ってやる事務手続きだけでも、助成する全道的な町村もかなり増えました。せめて、それからスタートしても良いと思うんですけども、具体的に一步を踏み出していく、あるいは証明書は千円ぐらいですから、金額としても知れている。だから、行政として取り組めるところから、取り組んでいくっていう考え方はないですか。

町 長 野々村 仁 君

私自身も、そういうことで今までも施策を進めてきたところです。急いでやらなければならないところから進めていくということ自体は、まさしく同感でございますけども、先ほど

来のお金を出すから、そこで良いという話ではなくて、お金が出したからといって、家から出られるわけではないということです。それをサポートするのにどうあるべきかということ全体的に考えなければならない。それが市街地だったら、それで済むかもしれないです。有償運送しようが、誰に頼もうが良いんですけど、集落の場合は、一軒家そこに免許返納者が、お金をもらっただけで、それは、免許を返納する手数料は助かったかもしれないけど、出て歩くこと自体がままにならないことを全体的にどう考えるがそこが1番大きなネックです。そういうことを少しでも解決ができる方法があったりすれば、早急にやるべきですし、もしくは頼める人がいるのであれば、そういう人たちに補助をしていただいて、金を払うというわけじゃないけど、お礼を差し上げてでも乗せてもらえる人がいるのであれば、そういうことも有効かもしれません。そこがままにならないことがあったりすると、それだけでは済まないで、そこは知恵を絞らなければならないんじゃないですかということを皆さんと協議をして進めていきたいということを申し上げてるだけです。

5 番 驚 見 悟 君

町長としての気持ちはよくわかるんですけど、順番として、何を進めていくか。それはそのとおりで、地域の交通体系、地域の人口の減少、集落の崩壊というのは全部一体のものですけれども、その大きな前提となっているのは、高齢者の場合については、医療だとか、介護だとか、そういう施設の問題。それから、病院の問題というのが1番大きな問題で、幌延を離れていくというのが今現実なわけです。

今年を見ましても、既にですねどこかの時点で、おそらく毎年50人ぐらいずつ人口が減っていく、出世率と死亡率との関係もありますけども、それだけじゃなくて、自分の息子さんや娘さんがいる旭川や札幌に出ていく。出て行く理由っていうのは、やっぱり病院だとか通院だとか、そういう施設を受療したいということで、行かれるという場合が多い。けども、それはそのとおりで、常時考えていかなきゃいけないとし、なかなか解決できる問題でもないんだけど、やらなきゃいけない。けども、当面何から進めますって話なんです。

だから、免許証の返納のやつは、先行してできるんじゃないですかと。人数的に少ないから。だから、金額的にはそれほど1年間でそんなにある話でもない。それから、高齢者のほうについては、町長言われたとおり、今の介護施設の問題も含めて、もっと総合的に考えていかなければならない。それは我々もわかってて、時間もかかる。自分達が自主的に行ってきた幕別だとか、地方の帯広圏で一定程度大きなところも見てきました。でも、それを即できると我々も思っていないので、とりあえずできることから、お互いに認識できること、住民が見ても、これは良いなと思われることから、まずやりませんかという提案をしているわけです。

町 長 野々村 仁 君

そういうことがきちんと裏づけをできること、できないことを含めて、皆さんと協議をしながら、一步でも、そういう高齢者対策で、安全安心のまちとそれからここに生活しててもよかったと思ってもらえる高齢者に思ってもらえるような施策であるのであれば、やっぱりそこはいち早く取り組んでまいりたいと思います。

そこをそれぞれ担当を含めて、きちんと議員の皆様方のご意見も聞きながら、先進地視察

をされた成果として、きちんと確立できる施策になれば、そこはものすごくうれしい話だなと思ってございますので、ご議論のほうをいただければ、うれしいかなと思ってございます。

5 番 鷺 見 悟 君

ちょっと話が前後になって申し訳ないんですけども、例えばこざくら荘だとか、介護施設は、経営的には困難な中で行われている。でも、地域的には、どうしても高齢者が増えてくる。そういった時にこざくら荘に入る前の段階の施設だとか、そういうことも考えられると思うんですけども、そういう構想っていうのは、町長持ってますか。

町 長 野々村 仁 君

高齢者の方々から、健康のうちに入れるところのお話も一部聞いてお話もございます。全体を称して、サ高住という話になってしまうのかもしれないですけども、少なからず私の構想としては、それも想定問答になってしまいますけども、少しでも、高齢者が入る高齢賃貸住宅、公営住宅の下に高齢者専用住宅がございますけども、なかなか利用度がないということでもありますけども。そういう高齢者が寄り添える、そういう集合賃貸住宅的な一角があれば、それぞれいいのかなというところがあると思っております。ただ、そこにはどれだけの方々が、その需要があるのか、今も高齢者専用住宅が埋まらない状態であるということも踏まえて、これはきちっと、そういう高齢者の方々に聞き取りながら、きちんと調査をする必要があろうかなと思ってますけども、サ高住と同じように在宅介護をするにしても、訪問看護にするにしても、そういう一角に高齢者専用住宅的なものが集落として、一角集まるとすれば、ものすごい効率がいい状態になるなという構想は持ってますけど、どうするということはまだ今のところ考えてません。いろんな形を各町村の事例を見せていただきながら、読ませていただきながら、そういうふうな気持ちを持ってるということだけです。

5 番 鷺 見 悟 君

豊富町なんかの場合は、学校の跡地で、温泉小学校跡地でそういう施設をやったっていう話は聞いてます。住民の皆さんと相談しながら進めていかなきゃいけないと思うんですけども、できればですね、それもアンケートなり調査なりをされてですね、適正規模、人口が人口ですから、そんな大きなものを作るっていうことでもないと思うんですけども、考えていただきたいなと思います。

それから、7問目ですけども、先ほど言ったように宗谷管内、留萌管内の市町村の地域振興計画なり、アンケートをざっと見せていただきました。やはりどこの町も1番大きな問題は、病院の問題、医療の問題が1番大きな問題です。

病院の問題でもですね、とりわけプレイケアもありますけども、更に二次医療、稚内の市立病院だったり名寄市立病院が、この辺は担当になると思うんですけども、それぞれ病院のお医者さんの充実という問題が1番あります。特に宗谷圏は、日本で1番医者の数が少ない地域に指定されてます。当然、全道でも住民1人当たりの医者の数が少ない。ちょっと資料持ってませんけども、少ないところになっています。お医者さんを増やしていく、それから、いろんな課を充実させていくということは、その地域に住むという面では、大事なことに今なっていると思うんですけども、病院の二次医療も含めた医療圏についての考えは町長としてどう思ってますか。

町 長 野々村 仁 君

中心市宣言を宗谷管内で結ばさせていただいて、稚内市という中心都市が二次医療圏として動いてくれているということになっているかと思ってございます。

稚内も人口減少に伴いながらも、医師不足化ということも含めて、お医者さんも、なかなか全部がそろわないという、そういう今の状況的な問題を抱えているところでもございますけども、我々の二次医療圏としては、稚内市でございますので、通常の大事故、けが、病気というものを自体は、二次医療圏の稚内に救急搬送されるというところで、大変いつもお世話になっているところだと思ってます。その他、無い科につきましては即名寄に搬送ということになっています。名寄自体では、大体の課は揃ってございますし、名寄で一生懸命頑張ってもらってる部分としては、大変ありがたく感じているところでもあります。ただ、名寄まで行くと、1時間40、50分というその差が大きくなる。今回、音威子府バイパスが通れば、もう少し、10分、15分短くなるかと思ってますけども。それまでの間は、1時間半以上かかる名寄ということになるろうかと思ってますけども、二次医療圏で、そういうきちんと対応ができる、旭川まで、札幌まで行かなきゃできないというよりも、二次医療である程度の処置が全部できるということには、大変ありがたく思ってるんで、二次医療の充実というのは必要だと私自身は考えてございます。

議 長 植 村 敦 君

驚見議員、持ち時間が残り10分となりました。質問は、時間に合わせて、簡単・明瞭にお願いします。

5 番 驚 見 悟 君

今の病院の問題で触れましたけども、要するになかなかお医者さんが来ないよと。それで、豊富も診療所になってしまいましたけど、経営的に赤字も大きいと。悪循環だと思うんですけども、国の方針でいけば、当然その診療所になれば、19床になるか、無床になる。ベットが少なくなるから、当然、医者の数も極端に少なくなるわけではありませんけども、徐々に少なくなっていく。具体的に幌延のように心療内科の先生がいらっしゃる場合は良いんですけども、なかなか地域連携も取りにくい。そういう面ではですね、稚内の市立病院にまず、医者の数を増やすという、そういう前提でいろんな行政も幌延も含めてですね、協力し合っていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、今言われたとおり、市町村会だとか全道的にも北海道の医療問題ということで、それなりの決議を上げたり、取組みしてるわけですけども、具体的に医者を増やしていく、専門的な課、診療科目を増やしていくということが、その地域というの医療の安心感につながるし、それから、ひいては過疎化防止につながっていくんだということで、考えているわけですけども。今町長が言われたとおりで、特別反論はないんですけど。具体的にですね、幌延は、今まで町立病院から国保直診に今の条例の中で出てきてるわけですけども、幌延の診療所としての町長の展望ってのはどういうふうに考えていますか。

町 長 野々村 仁 君

やっぱり、地域にこの診療所というものの自体で、第一次医療機関として、そこで判断をできる、救急も含めてそうですけども、判断をし、二次医療圏に素早く送れる。また、その二

次医療圏まで要らない、診療としてきちんと診断ができるということ自体が、各地域にあること自体が、安心できる要素の一つだと私自身は考えてございます。

5 番 鷺 見 悟 君

まだ決定はしてませんが、国の方針では、後期高齢者の今までの所得年金者を含めた、135万円以下の減免がありましたよね。それが基本的には撤廃になるっていう話が今出ています。でそういった面では、自治体に対する負担も大きくなるわけですが、そういったことも含めてですね、いわゆる低所得者達も含めて、今までやってた1割、3割軽減というのがなくなっていくんだと。国の方針では、それも国が助成しなくなるんだということになれば、ますますそういった地域医療の崩壊に拍車をかけていくということになると思うんですけど、言うならば、自治体がそれを担っていくということも出てくる場合もあるわけですが、そういった面も含めてですね、やはり近隣町村から見て、優れた高齢者対策というものを早急に町長に望みたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

まだ制度自体では、鷺見議員がおっしゃられたそういう時点では、私とこにまだ届いてませんが、どっちにしても、やっぱりここに住む、医療僻地に住んでも、安心のできる最低限の緊急対策と最低限、二次医療に繋ぐための判断をきちんと結んでもらえる診療所ということの立ち位置だけは、大変重要なものだと思います。

無医地区にはしたくないという気持ちで議会にいるときも、そうお話をしてきたこともございますし、やはり診療所といえ、きちんとした形で皆さんの安全安心につながる医療診察ができる場所というものは、ここは皆さんの安全安心の砦の1つだと思ってますので、そこは自治体がしっかりと賄っていただけるだけ、賄っていければと考えてございます。

議 長 植 村 敦 君

これにて、5番鷺見悟君の質問を終わります。

以上をもって、通告を受けた一般質問は全て終了しました。

ここで11時30分まで休憩します。

(11時10分 休 憩)

(11時30分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6 同意第1号「副町長の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

「同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

副町長の職は平成30年12月31日をもって、任期満了となることから、再度、岩川実樹氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

岩川氏の住所は幌延町栄町6番地41。生年月日は昭和36年1月5日で満57歳です。

今回、議会の同意を求める任期は、平成３１年１月１日から平成３４年１２月３１日までであります。ご存じのとおり、岩川氏は、平成２７年１月から副町長として、その職責を担っております。

岩川氏は人格高潔で、様々な識見を持ち、これまで培ってきた行政経験に基づく実行力や、指導力に富んだ行政手腕は高く評価されており、加えて地域からの信望も極めて厚い人柄であることから、まさに副町長として適任であると考えますので、ご同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第１号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（１１時３２分 休 憩）

（１１時３４分 開 議）

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第７ 議案第１号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第１号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

議案第１号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

平成３０年８月１０日に国家公務員の給与に関して、人事院勧告が行われ、政府は勧告どおり給与関係法案を国会に提出し、１１月２８日成立、１１月３０日に公布されました。

人事院勧告において、官民較差が示されていることから、幌延町といたしましても、この勧告に基づく給与制度の改正を実施することとし、民間の賞与の支給率との均衡を図るため、現行の期末手当の支給月数４．４月を０．０５月引き上げ、４．４５月にしようとするものです。

改正条例及び、お手元に配布の新旧対照表も併せて、ご覧願います。

改正条例の第１条及び第２条については、「町長等の給与に関する条例」の一部改正の規定で、いずれも期末手当の支給率を引き上げる規定になります。

第１条は、１２月の期末手当の支給率１００分の２２７．５を１００分の２３２．５に改正

するものです。

第2条は、6月の期末手当の支給率100分の212.5と12月の支給率100分の232.5を100分の222.5に改正するものです。

改正後の期末手当の年間総支給率は100分の445、すなわち4.45月となります。

改正条例の第3条及び第4条については「幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の規定で、「町長等の給与に関する条例の一部改正」と同じく期末手当の支給率を引き上げる改正となります。

次に、附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条及び第4条は平成31年4月1日から施行することを規定しています。

第2項では、改正条例の第1条及び第3条の規定について、平成30年12月1日から適用することを規定しています。

第3項では、給与の内払いについて、第1条及び第3条の規定により発生する給与は、改正前の規定により、給与の内払いとみなすことを規定しています。

以上、議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号「職員の給与に関する条例及び幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

議案第2号「職員の給与に関する条例及び幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の提案理由で申し上げましたが、政府は人事院勧告どおり、給与法案を国会に提出し11月28日成立、11月30日に公布されました。

町職員の給与につきましても、人事院勧告に基づく給与制度の改正を実施しようとするものです。

勧告の内容としては、民間給与が国家公務員を平均0.165%、655円上回ることから、行政職給料表において平均0.2%、400円の引き上げを基本に改定し、新規採用の

初任給で1,500円、若年層で1千円程度の引上げとなっています。

また、医療職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定しています。
期末勤勉手当については、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を4.45月とします。

以上の点を踏まえ、本年度の人事院勧告に基づく、職員の給与に関する条例及び幌延町職員の特殊勤務手当の改正案につきまして、お手元に配布の新旧対照表によりご説明申し上げます。

改正条例は、3条建ての改正になっていますので、新旧対照表も同じく3条建てに分けて作成しています。

1ページの第1条職員の給与に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第17条の改正については、宿日直手当の額を1回につき、一般業務4,200円を4,400円に、医師にあっては2万円を2万1千円に改正するものです。

第19条の4第2項第1号の改正については、一般職員の勤勉手当の支給率で、6月、12月ともに100分の90ですが、12月を100分の95に改正するものです。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率で、現行は6月、12月ともに100分の42.5ですが、12月を100分の47.5に改正するものです。

別表第1行政職給料表、及び別表第2の医療職給料表(2)と(3)については、民間給与との格差を解消し、新規採用の初任給と若年層に重点を置いて、給料表を引き上げる改正です。

次に、2ページの第2条の新旧対照表をご覧ください。

第19条第2項の改正については、一般職員の期末手当の支給率で、6月100分の122.5、12月100分の137.5を6月、12月ともに100分の130に改正するものです。

第3項は、再任用職員の期末手当の支給率で、6月100分の65、12月100分の80を、6月、12月ともに100分の72.5に改正するものです。

第19条の4第2項の改正について、第1号は一般職員における勤勉手当の支給率で、6月100分の90、12月100分の95を6月、12月ともに100分の92.5に改正するものです。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率で、6月100分の42.5、12月100分の47.5を6月、12月ともに100分の45に改正するものです。

3ページの第3条幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第11条の7の改正については、夜間看護等手当の額を1回につき、6,800円以内を7,300円以内に改正するものです。

次に附則です。

第1項では、この条例の施行期日を公布の日とし、ただし書きで改正条例第2条は平成31年4月1日から施行することを規定しています。

第2項では、改正条例第1条及び第3条の規定は平成30年4月1日から適用することを規定しています。

第3項では、給与の内払いについて、改正条例第1条及び第3条の規定により発生する給与は、改正前の規定による給与の内払いとすることを規定しています。

第4項では、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めると規定しています。

以上、議案第2号「職員の給与に関する条例及び幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号「幌延町立診療所条例等の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 早坂 敦 君

議案第3号「幌延町立診療所条例等の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の改正は、幌延町立診療所を平成31年4月から国民健康保険直営の診療所、いわゆる国保直診の施設にしようとするものであり、関連条例における所要の改正を行うものがあります。

それでは、配付しております資料により説明させていただきますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

1ページをご覧ください。

この改正条例は、5条建ての条文からなっておりますが、第1条の改正は、幌延町立診療所条例の一部改正であります。

診療所の国保直診化により幌延町立診療所の名称が幌延町国民健康保険診療所に変えることから、題名及び第1条でそれぞれ名称の改正をしようとするものであります。

第2条では、設置根拠について定めておりますが、国保直診施設設置における根拠法令である国民健康保険法の規定に基づく施設である旨を明記しようとするものであります。

第3条では、診療所施設の名称について定めておりますが、直診化に伴い、幌延は幌延町国民健康保険診療所に、問寒別は幌延町問寒別国民健康保険診療所に、それぞれ名称を改正しようとするものであります。

第4条では、診療所の任務について定めておりますが、国保直診化によりその任務に、各

種保険の主旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に行うことという項目を追加しようとするものであります。

2 ページをご覧ください。

第2条の改正は、幌延町立診療所特別会計条例の一部改正であります。

国保直診化により幌延町立診療所特別会計の名称が幌延町国民健康保険診療所特別会計に変わることから、題名及び条例中の名称の改正をしようとするものであります。

第3条の改正、幌延町職員の定年等に関する条例の一部改正、及び第4条の改正、幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正は、幌延町立診療所施設及び会計の名称が変更となることから、それぞれ名称や引用条文の改正をしようとするものであります。

3 ページをご覧ください。

第5条の改正は、幌延町国民健康保険条例の一部改正であります。

国保直診化により、幌延町国民健康保険における事業の中に診療所設置の項目を設けることが必要なことから、第9条保健事業に当該項目を追加しようとするものであります。

次に、この条例の附則であります。1項は施行期日に関する規定で、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

また、2項は、この度改正される特別会計に関する条例の一部改正及び町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正に関する適用区分についての規定で、それぞれ平成30年度以前の取扱いについては、従前の例によるものとしております。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議長 植村 敦 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで13時10分まで休憩いたします。

(11時51分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10 議案第4号「平成30年度 幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 飯田 忠彦 君

議案第4号「平成30年度 幌延町一般会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度の補正予算につきまして、歳入では、町税の賦課決定、普通交付税の決定、繰越金の確定と繰入金の減。歳出では、除雪業務委託料と公債費の増、職員の人事異動等による人件費の減、それ以外のものについては、今年度実施の各種事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1 ページをお開きください。

第1条 第1項歳入歳出予算の補正については、歳入歳出それぞれ7,358万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億5,613万1千円にしようとするものです。

第2項第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。2 ページをお開きください。

歳入については、1 款 町税で2,359万7千円の増、9 款 地方交付税で6,060万8千円の増、12 款 使用料及び手数料で596万9千円の減、13 款 国庫支出金で702万4千円の増、15 款 財産収入で929万8千円の増、17 款 繰入金で1億4,828万円の減、18 款 繰越金で2,813万5千円の増、20 款 町債で5,080万円の減などで、合計7,358万3千円の減額補正です。

続きまして、3 ページの歳出については、2 款 総務費で331万2千円の増、3 款 民生費で207万5千円の減、4 款 衛生費で3,174万1千円の減、6 款 農林水産業費で838万4千円の減、8 款 土木費で4,218万4千円の減、10 款 教育費で553万6千円の増、12 款 公債費で460万1千円の増などで、合計7,358万3千円の減額補正です。

次に第2条地方債の補正ですが、4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正については、事業費の精査等によるもので、地方債限度額の合計8億7,760万円を8億2,680万円に補正するもので、5,080万円の減額です。

地方債補正の主なものは、患者輸送バス整備事業の補正前の限度額590万円を補正後270万円に、一般廃棄物処理施設整備事業4,460万円を2,340万円に、建設機械整備事業3,390万円を1,980万円に、橋梁長寿命化改修事業5,680万円を4,650万円に、臨時財政対策債1億1,200万円を1億980万円に補正するものです。

以下、歳出・歳入の順に 補正の主なものについて、説明いたします。

始めに歳出ですが、各科目に計上しています人件費については、給与改定、職員の人事異動・欠員などによる補正です。

30 ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目自治振興費では、エネルギー関連施設見学会委託料の確定により198万1千円の減などです。

7 目企画費では、33 ページに記載の幌延町まち・ひと・しごと創生事業のワイン試験製造業務委託料239万8千円の新規計上、地域おこし協力隊の欠員により 地域おこし協力隊運営事業291万5千円の減などです。

12 目諸費では、幌延風力発電株式会社利益配当金と利子収入の減少により エネルギー

施策等振興基金の積立金 396 万円の増です。

34 ページをお開きください。

2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費では、マイナンバー・カードに係る住民記録システム改修業務委託料 223 万 6 千円の新規計上です。

38 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費では、41 ページに記載の患者輸送バス整備事業の購入車両の変更により 354 万 6 千円の減です。

4 款 2 項 2 目 し尿処理費では、西天北 5 町衛生施設組合の一般廃棄物処理施設整備に係る旧施設解体工事が 2 ヶ年の事業に変更されたことにより組合負担金 1,988 万 5 千円の減です。

42 ページをお開きください。

6 款 1 項 2 目 農業振興費では、新規就農者に係る農業次世代人材投資事業交付金 75 万円の増などです。

5 目 草地開発費では、町営草地の委託面積の減少により、町営草地管理業務委託料 93 万 8 千円の減です。

44 ページをお開きください。

6 款 2 項 1 目 林業振興費では、みどりの環境づくり推進事業の開基 120 年記念植樹用地整備業務が確定したことにより委託料 109 万円の減です。

48 ページをお開きください。

8 款 2 項 1 目 道路維持費では、労務単価、機械損料、燃料費等の上昇により、除雪業務委託料 2,156 万 7 千円の増、建設機械整備事業の事業費の確定により 1,475 万 3 千円の減です。

50 ページをお開きください。

3 目 橋梁維持費では、橋梁維持補修事業の護岸補修工事の取り止めにより工事請負費 2,904 万 2 千円の減、橋梁点検の手法変更により橋梁点検事業負担金 924 万 4 千円の減です。

4 目 橋梁新設改良費では、橋梁長寿命化改修事業の事業費の確定により 315 万 3 千円の減です。

54 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目 消防費では、北留萌消防組合の前年度繰越金の予算計上により北留萌消防組合負担金 164 万 5 千円の減です。

60 ページをお開きください。

12 款 1 項 1 目 元金では、前年度借入の学校アスベスト対策に係る一般単独事業債の繰上償還と、償還金精査により元金 602 万 6 千円の増です。

2 目 利子では、前年度借入の利率低下により利子 142 万 5 千円の減です。

次に歳入です。18 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 個人町民税では、農業所得及び給与所得などが当初見込みを上回ったことから 1,226 万円の増と、2 目 法人町民税では数社の確定申告額が伸びたことで 501 万 5

千円の増です。

2 項 1 目固定資産税では、設備投資などに伴い償却資産が当初見込みを上回ったことから 6 3 8 万 4 千円の増です。

9 款 1 項 1 目地方交付税では、6, 0 6 0 万 8 千円の増です。平成 3 0 年度の普通交付税決定額は 2 0 億 6 0 万 8 千円です。前年比マイナス 7, 6 1 3 万 1 千円、3. 7 %の減になっています。減少の要因は、基準財政需要額におけるリーマン・ショック後の景気対策の特別枠として設定されました地域経済対策・雇用対策費の廃止により 6, 6 0 9 万 1 千円の減、病院から診療所移行に伴う病床数特例措置の終了により 2, 7 1 8 万円の減、人口急減補正 7 1 4 万 2 千円の減と、基準財政収入額の市町村民税、固定資産税の減少などにより、普通交付税が減額になっています。

1 2 款 1 項 3 目農林水産業使用料では、町営草地の入牧頭数が当初見込みを下回ったことから 放牧料 2 9 8 万 7 千円の減です。

2 0 ページをお開きください。

4 目土木使用料では、公営住宅の空き屋の増加により住宅使用料の公営住宅 5 0 万円の減、公共賃貸住宅 2 2 0 万円の減です。

1 3 款 2 項 1 目総務費国庫補助金では、歳出でも説明しました、マイナンバー・カードに係る住民記録システム改修費の社会保障・税番号制度システム整備事業補助金 2 2 3 万 6 千円の新規計上です。

4 目土木費国庫補助金では、橋梁長寿命化改修事業に係る交付金の増額により社会資本整備総合交付金 5 0 0 万円の増です。

2 2 ページをお開きください。

1 4 款 2 項 1 目総務費道補助金では、広報・調査等交付金 1 4 7 万 1 千円の減、電源立地地域対策交付金 2 0 8 万 2 千円の増です。

3 目衛生費道補助金では、患者輸送車購入に係るへき地医療対策事業 3 8 万 2 千円の新規計上です。

1 5 款 1 項 1 目財産貸付収入では、送電網整備の現場事務所及び宿舍建設に係る土地貸付により町有地貸付収入 5 3 万 7 千円の増と、昨年度取得の集合住宅に民間の方の入居が続いていることから、建物貸付収入の職員住宅 1 3 1 万 6 千円の増です。

2 4 ページをお開きください。

2 目利子及び配当金では、エネルギー施策等振興基金積立金の利率低下により 3 3 8 万 1 千円の減、幌延風力発電株式会社の利益配当金 1, 0 5 0 万円の新規計上などです。

1 5 款 2 項 2 目生産物売払収入では、送電線建設工事に伴う支障木伐採による立木売払収入 1 6 1 万 3 千円の増です。

1 7 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金及び 2 目減債基金では、町税、地方交付税、繰越金等の増額により財源の確保ができたことから、繰入金の減額です。

6 目エネルギー施策等振興基金繰入金では、クリーンエネルギー普及推進事業の精査、7 目公共施設等整備基金繰入金では橋梁維持補修事業の取り止めなどにより、繰入金の減額です。

18款1項1目繰越金では、平成29年度決算剰余金から繰越明許費分を差し引いた繰越金が1億1,269万6千円で確定していることから、現行予算との差額2,813万5千円の増です。

26ページをお開きください。

19款5項1目雑入では、歳出の舞台芸術鑑賞事業に係る北海道公立学校教職員互助会助成金68万9千円の新規計上、開基120年記念誌作成に係る北海道市町村振興協会助成金100万円の新規計上などです。

20款 町債では、2目辺地対策事業債が4事業で920万円の減、3目過疎対策事業債が7事業で3,940万円の減、4目臨時財政対策債が220万円の減です。

補正の内容については、第2条「地方債の補正」において説明していますので、省略させていただきます。

以上、議案第4号「平成30年度 幌延町一般会計補正予算（第3号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

2 番 西 澤 裕 之 君

30ページ31ページのエネルギー関連情報収集事業委託料エネルギー関連施設見学会についてお伺いします。

委託料の確定によって、198万1千円の減ということでしたけれども、これは、大人と子どもが施設見学会を行っていると思いますが、その参加者が予定していた人数よりも少なかったという理解でよろしいのでしょうか。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですが、児童生徒等ですね、参加者数は、39名の応募があつて、33名の宿等の都合により絞り込んでおります。

大人の見学については、20名の定員で17名の実行ではあったんですけども、航空運賃が当初の予算より下がったということもあつて、参加者数は、大人3名予定よりは少なかったんですが、そういった影響で金額が落ちております。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。。

7 番 高 橋 秀 之 君

47ページのスノーカイト大会の誘致事業ということで、補助金で10万円新規でついでるんですけど、中身的な10万円をどういう使い道にするのか。わかれば教えてほしいんですけど。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

こちらにつきましては、昨年に引き続き、スノーカイト大会を実施するにあたって、この協議を普及させるという目的で体験会の費用がですね10万円、主催者の方にお支払いするという部分を新規に計上させていただいております。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

7 番 高 橋 秀 之 君

33ページのクリーンエネルギー復旧促進事業なんですけど、去年も500万ぐらいのお金をつけて、最終的には太陽光発電は0件でなかったかなと思うんですけど、今年161万円1千円を減額したんですけど、今年設置した件数は何件で、もうこの時期なんで、これ以上設置がないっていうことで、161万ぐらい減額してるんでしょうか。

企画振興グループ主幹 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですが、本年度につきましては3件申請ございました。

年度内に完了するというような補助の中身になっておりまして、現在、相談もないということで、この場で予算を整理して、減額しているというところでございます。

議 長 植 村 敦 君

ほかにありませんか。

2 番 西 澤 裕 之 君

45ページの緑の環境づくり推進事業なんですけれども、私もこの植樹には参加をいたしまして、予定されていた本数は全て植えたのかなと思いますけれども、その中で、109万円の執行残みたいなものが出てますが、この中身はどのようなことでしょうか。

産業振興課長 山 本 基 継 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

当初ですね、切った枝等の整理も見込んでおりましたけれども、やる段階においてですね、枝等が整理されていたので、その分109万円減となっております。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

4 番 無量谷 隆 君

23ページの町有地の貸出し収入なんですけども、説明によると、送電線工事に関わる貸付けということなんですけど、これらについて、今年1年だけなのか、あるいは年数的に計算されての、数字なのか。その辺確認したいです。

総務財政課長 飯 田 忠 彦 君

土地の町有地付けの収入の関係ですが、今年の平成30年度の3月末までの分です。来年度以降は、またその年その年で契約するような形になります。ですから、ある程度工事が続いている間は、毎年度の収入が入るということで、今回は大体これ半年分の予算計上となっております。

おります。

議 長 植 村 敦 君
他、ありませんか。。

2 番 西 澤 裕 之 君

20ページ、21ページの12款1項4目土木使用料のところの公営住宅・公共賃貸住宅の減についてお伺いします。

これは通年、公営住宅が空いているというような状況なんでしょうか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

お答えします。

公営住宅の使用料につきましては、新年度予算を当初作る時にですね、10月末現在の数字を入居状況をもって、新年度予算の歳入のほうへ計上しております。ただし、それから公営住宅の入居退去希望があったことによって、今回ですね、公営住宅50万円と特公賃が220万円の減となっております。

2 番 西 澤 裕 之 君

公営住宅のほうで1階にある高齢者向けの住宅があると思うんですけども、その部分というのは、全て埋まってるんでしょうか。それとも先ほど町長も触れていましたけれども、空き状況というのは、続いているんでしょうか。お伺いします。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

公営住宅2階建て以上の集合住宅の1階ですけども、基本的には高齢者優先住宅というふうに位置づけております。それにつきましては、単身の独身ですか、1人者の人間も入れるようには配慮しておりまして、今現在のところ、全部埋まってるというような状況です。公営住宅につきましては。

議 長 植 村 敦 君
他、ありませんか。。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

2 番 西 澤 裕 之 君

幌延町まち・ひと・しごと創生事業、ワイン試験製造業務についてお伺いします。

12月3日に行われたまちづくり常任委員会でも触れさせていただいて、議論したところではありますけれども、この委員会が終了してですね、私も何人かに聞いて調査したところ、やはり返礼品に関しては、ふるさと納税返礼品に使用することに対しての意義は出なかったんですけども、委員会でも言ったように、まずは町民に還元するのが先ではないかというような話がありました。委員会でも、角山主幹からイベント等に使用する旨、話がありましたけれども、どのようなイベントを考えられているのか、その時はまだわかりませんでしたけれども、名林公園まつりとか、そういうようなイベントで提供するっていうようなところになると、ふるさと返礼品が先になって、町民の還元というか、町民に試してもらうのが後になってくる、順番が逆になってくると、そこで、逆じゃないのっていうような話とかにな

ってくるので、ワインが完成した時にはですね、先に町民への還元イベントみたいなことで、町民にの皆さんに還元してくってというのが、先行すべきことなのかなというふうに思いまして、その辺の確認をもう一度させてください。

町 長 野々村 仁 君

常任委員会でもご説明をしたけども、ふるさと納税の返礼品に主体として使うということ を申し上げたばかりではなかったと思ってます。

ちょっと説明不足だったのかもしれないですけども、それぞれアルコール類っていうのは、それぞれ仕入れから販売するルートまで、いろんな難しいことがございます。担当のほうから、それぞれイベントで試飲していただこうと思ってますということで、その試飲は皆さんにしてもらおうという気持ちはあるんです。あるんですけども、うちが、もしワインを売るということになると、それほど酒販を通しながら、ずっとこういういろんなかけ持ちで流れてこなきゃ売れないというシステム上、このアルコール販売っていうのは、なかなか難しいカテゴリーの中に入ってるということです。

ただ、返礼品の場合だと、かかった費用の分で産地売買で、そういう返礼品という形で、寄附をしていただきながら売れるということで、メインとして、その試飲をしてもらった残りは、そういうところで少しでも還元をしていこうということがメインで、うちの担当のほうからお話されて、それぞれイベントで試飲する方法とかが、今内部でも一生懸命やってるんですけども、普通の小さな単発的なイベントだけでやっていくと、それこそ全体的に皆さんが試飲したという気持ちになれるかどうかっていうのも含めて、どういう形が皆さんにこの味を味わってもらえるか。試飲をしたからといって、皆さんに1本ずつ1本売るよとかっていう話にはなかなかならないで、グラスで試飲をしてもらう、そこに何十本並べておこうが、そういう形になる。ただ、皆さんも個人的な寄附で頑張れやとしていただけるんだったら、それはボトル売るわけじゃないですから、それはいかほどでもできるかと思うんですけども、試飲方法は一生懸命、内部で検討してます。

町の中でイベント別として、試飲会みたいなことを特別に開催すれば、皆が集まってくれるのかも含めて、今後内部のほうで、もう少し住民の方々にこういうワインが出来上がりましたという形で、もっと大量に樽があって、もっと大量にブドウがあって、大量にできるのであれば、そういう形で販売のルートもかけながら、手数料をかけながら、そういう店先に置いてもらって売りたいというのは、もうこれは常に我々が考えてることの一つではあるんですけど、今の段階でやれるっていうのは、600本ほどの物ですから、そういう形で少しでも、また次に繋がる資金繰りを考えながら、寄附をいただきながら、そういう巡回をしていきたいというのが、思いとしてお話をされただけで、住民に試飲をさせないとか、飲ませないとかっていう意味ではなかったということで。ただ、固まってないんです。その試飲をさせるという方法が。そういうことですのでご理解ください。

2 番 西 澤 裕 之 君

私も試飲させないとかっていうふうには、捉えてはいませんし、町民還元をどうしたらいいのかなということで、イベント等についていうお話だったので、そのまま返礼品に扱うにしても、町民還元が先ではないかっていう話がやっぱり多く出てたので、やっぱそこは順番が

逆になると、いろいろ後からまた話が出てきますよという話ですね。

このワイン製造に関しては、この目的にはあるんですけども、研究試験を進めて、それらを活用して地域振興策を考究するという事なので、まだ、この先を進めてこの先どうしていくかっていうところは、町長言ったようにまだ固まっていないのかなというふうには思います。それで、ブドウの栽培も始めていて、順調に生育してるというふうな委員会での話だったんですけども、幌延産の樽でブドウも作る。あとはそれをワインを製造する段階で、地域振興策といいますか、その企業が新たに立ち上がるみたいなイメージかなと思うんですけども、それは、最終的な目標というか、考えているところは、製造まで幌延町でしていければというふうに考えているのか。その辺をお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

やはり人材なんですね。ブドウを作り、醸造して販売をする。あちこちで小さなワイナリーが道内でも増えていると思ってます。それぞれそれ一つで生業を立ててるっていうのも、難しいということながら、兼業でやりながら増えてきているところも、結構道内の中にあるということで、その人材をまず、見つける術をどういう形にするかということ。まず、ここでブドウがなるかならないか。

今、中頓別さんも同じような場所、45度地点で試験栽培を先にブドウのほうから進めますけれども、我が町のほうとしては、ナラ材を契機にそれを進められるかというのが、今も、画一的に少しずつの少量で、どういうものになるということも含めて、試験段階ということで、ここで今の苗がきちんと育つという見込みがあると、やっぱり少しは大きく植えてみて、それを育てられる人材を見つけて、その人がやりたいということでやっていくということが、やっぱり大優先なんだろうと思ってます。行政がこれをやろうと言って、誰かにやらせるということよりは、やりたい人が見つかるということが、大前提で、この事業が成功する1つの要かなという気がしてますので、そういう人材も発掘も含めて、今のこの期間でやるということと、それ自体が皆さんにまず第1号に試飲してもらって、どういう形で、どういうブドウが合うのかっていうその研究も兼ねて、何年かを何樽かずつ増えていく中でも、研究をしていくというのが、まず第一先決なのかなと思ってございます。

議 長 植 村 敦 君

他、ありませんか。。

4 番 無量谷 隆 君

25ページの生産物売払収入の中において、牧草販売ということで減額されて125万5千円なんですけど、牧草関係で、これだけの収入が減になってるっていうことは、最初から予定していたのに天候のため採れなかったのか。それを確認したいのと、町有地の減額なのか、あるいは上幌延の町営牧場の遊びあるんですけども、これらが収穫できなかったのか、これだけ減額なってるのか。

産業振興課長 山 本 基 継 君

乾草売払収入の減額なんですけれども、これは幌延団地に関わる上幌開進利用組合の方の離農によるものなんですよ。利用者が離農してですね、そのあとの各組合に使えませんでしたということで案内したんですけども、30町程度使う人がいなかったのか、今年は収穫し

なかった分でございます。ですので、上幌延団地の未利用分ではありません。

議 長 植 村 敦 君
他、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号「平成30年度幌延町立診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 早 坂 敦 君

議案第5号「平成30年度幌延町立診療所特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、本年度の人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整や診療所長の学会出席に伴う関連費用などを調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ24万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,829万円にしようとするものであります。

第2項の「歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額」は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

18ページをお開きください。

まず、歳出ですが、1款1項1目診療所費の診療所人件費は、この度の給与改定に伴う調整及び人事異動などにより、給料で19万8千円の減額、職員手当では13万7千円の増額です。共済費は負担率の改正や人事異動などにより、7万1千4百円の減額補正です。

診療所業務費では、当初、採用を予定していたパートの看護師1名の確保ができておらず、4月から12月分までの見合分の看護師賃金6万2千7百円の減額。普通旅費では、診療所長の学会出席に係る旅程の変更や、各医療機関訪問回数の増で、普通旅費2万2千8百円の増額など、診療所業務費全体で3万6千3百円の減額補正です。

診療所管理費では、臨時職員1名の入替えに伴い、清掃管理賃金3万7千6百円の減額。すでに稼働済であります、オーダーリングシステムに係る回線使用経費などで、通信運搬費20万3千円の増額など、診療所管理費全体で14万6千円の減額補正です。

20ページをお開きください。

1款1項2目医師業務強化費ですが、診療所長の学会出席や休暇取得による派遣医師の依

頼回数の増により、報酬、宿日直手当、費用弁償がそれぞれ増額となったことなど、医師業務強化費合計で56万2千円の増額補正です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

1款2項1目診療所手数料は、本年8月から重度・母子・子ども医療に関する請求事務が不要になったことに伴い、事務手数料19万9千円の減額です。

5款1項1目財産貸付収入は、本年新築いたしました1棟4戸の医療技術職員住宅に係る職員住宅料18万5千円の新規計上です。

2款1項一般会計繰入金は、この度の補正の財源を調整した結果、246万4千円を減額しております。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号「平成30年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 藤 井 和 之 君

議案第6号「平成30年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、歳入においては、国保税における、当初賦課から、その後の異動に係る精査、北海道補助金のうち、保険給付費と同額交付される普通交付金の増、北海道繰入金等特別交付金の増、前年度決算額確定による繰越金のうち一部を計上するなどによるものであり、また、歳出においては、人事院勧告に伴う人件費精査、現行医療給付費実績を勘案した保険給付費の増、北海道から提示される国民健康保険事業費納付金額確定による精査増、特定健康診査事業受診者数確定に伴う減、また、前年度繰越金の一部を財源と

する予備費増などであります。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に4,935万7千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億9,575万円にしようとするものであります。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、歳出、歳入の順で、その概要をご説明いたします。

18ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費では、人事院勧告に伴う人件費の精査及び共済費の率の確定により、人件費総額で6万2千円の増額となっております。

2目連合会負担金は、調整交付金等の申請に使用する国保事業報告システムの改修に係る経費、北海道クラウド運用負担金等として302万2千円を増額しております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費では、今年度10月末までの給付費実績から決算見込額を精査した結果、2,421万6千円を増額しております。

2目一般被保険者療養費は、補装具作製件数の増等により給付額が増えていることから、17万1千円を増額しております。

3目一般被保険者高額療養費は、1目の療養給付費増額に比例し、10月末までの給付実績から決算見込額を精査した結果、893万2千円を増額しております。

20ページをお開きください。

5目審査支払手数料は、保険給付件数の増及び単価増により、3万5千円を増額しております。

3款1項1目一般被保険者医療給付費は、現行予算で算定した仮係数による納付金額から、本係数により算定された納付金額の確定に伴い、271万2千円を減額しております。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分についても、納付金額が確定したことから、104万2千円を増額しております。

22ページをお開きください。

3項1目介護納付金分も同様で、納付金額の確定に伴い、63万3千円を減額しております。

6款1項1目特定健康診査等事業費は、特定健診受診者数が見込みを下回ったことから、健診結果のデータ管理手数料3万1千円、健診実施に係る委託料110万9千円を減額しております。

7款1項1目償還金は、平成29年度退職療養給付費交付金や一般被保険者に係る療養給付費等負担金等返還金の確定により、263万8千円を減額しております。

9款1項1目予備費は、今後の保険給付費の急激な増額に対応する財源として1,500万円、また平成31年度保険税額負担軽減財源として500万円の計2千万円を確保するため、前年度繰越金の一部を財源として1,900万円を増額しております。

続きまして歳入であります、14ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、10月末までの賦課実績に基づき精査した

結果、697万9千円を減額しております。内訳は、医療給付費現年課税分として605万6千円の減、後期高齢者支援金現年課税分として27万8千円の増、介護納付金現年課税分として120万1千円の減であります。

2款1項1目保険給付費等交付金は、保険給付費を補填する普通交付金が、歳出2款保険給付費と同額で3,335万4千円の増、北海道が算定する2号繰入金、事業報告システム改修経費の補填及び特定健康診査等経費に対する交付金等の、特別交付金を、388万7千円増額しております。

4款1項1目一般会計繰入金のうち、保険基盤安定等繰入金は、国民健康保険税軽減分に対し、一般会計から繰り入れを行うもので、37万9千円の増、その他一般会計繰入金の職員給与費等及び財政安定化支援事業については、繰出基準に基づき精査した結果、292万9千円を増額しております。

5款1項1目繰越金につきましては、平成29年度国民健康保険会計決算額確定により、4,608万5千円となりましたが、本補正予算案においては、このうち保険給付費の急激な増加に対応するための財源として1,500万円及び翌年度保険税額負担軽減財源として500万円の合わせて2千万円を予備費として確保するため、予算精査額と合わせて、1,492万5千円を増額することとし、繰越金未計上額は2,774万6千円の留保となります。

この財源については、次年度以降の保険税軽減対策として財政調整基金への積立て等を予定しておりますが、さらなる事業等精査による執行残増減が予想されることから、最終補正予算まで財源留保させていただきます。

6款1項1目雑入は、特定健康診査受診者数の確定に係る一部負担金精査及び平成29年度各交付金実績報告に伴う追加交付分により86万2千円を増額しております。

以上、議案第6号の提案理由といたします

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで14時30分まで休憩します。

(14時02分 休 憩)

(14時30分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13 議案第7号「平成30年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 早 坂 敦 君

議案第7号「平成30年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定ともに、人事及び給与改定に伴う人件費の調整によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ24万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,789万9千円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が2億6,939万4千円に、介護サービス事業勘定は850万5千円となります。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

20ページをお開きください。

まず、保険事業勘定の歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事、給与改定及び共済組合等の負担金の負担率の変更等に伴い、保健事業勘定人件費全体で27万2千円の減額です。

続いて、24ページをお開き下さい。

介護サービス事業勘定ですが、1款1項1目の居宅介護支援事業管理費は、本年度の給与改定及び共済組合等の負担金の負担率の変更に伴い、介護支援事業人件費全体で、2万8千円の増額です。

次に歳入であります、18ページをお開き下さい。

2款の国庫支出金は、介護保険事務処理システム改修に係る国庫補助率が確定したことに伴い、7万8千円減額です。

6款1項の一般会計繰入金及び22ページの介護サービス事業勘定の一般会計繰入金は、この度の給与改定等に伴う人件費の補正分やシステム改修分の事務費分について繰入基準に基づき算定し、保健事業勘定では19万4千円の減額、サービス事業勘定では2万8千円の増額補正となっております。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第8号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、給与改定に伴う人件費の増と一部現行予算に不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ259万1千円を増額し、歳入歳出の総額を5,140万9千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。16、17ページをお開き願います。

1款1項1目水道管理費の給料、職員手当、共済費については、給与改定により、5万7千円の増、需用費が、41万8千円の増、総額で47万5千円を増額するものであります。

4目積立金の建設改良基金、211万8千円の増は、現行の収支見込みにおいて、財源に一部余裕があることから、これを積み立てるものであります。

次に歳入であります。14、15ページにお戻り願います。

5款1項1目、繰越金につきましては、前年度決算により繰越金が306万6千円と確定しましたので、現行予算50万円の差額の256万6千円を増額するものであります。

以上、議案第8号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第9号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、給与改定に伴う人件費の増額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万4千円を増額し、歳入歳出の総額を1億9,066万2千円にするものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算補正につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。16、17ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、給与改定により給料4千円、職員手当24万円、共済費10万千円、総額34万5千円を増額するものであります。

次に歳入であります。14、15ページにお戻り願います。

4款1項1目一般会計繰入金の増は、歳出予算の増額補正に伴い、繰入金が増額となるものであります。

5款1項1目繰越金につきましては、前年度決算により繰越金が11万6千円と確定しましたので、現行予算千円との差額11万5千円を増額するものであります。

以上、議案第9号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につい

て、提案理由の説明といたします。

議 長 植 村 敦 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会が必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第17 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

平成30年12月3日付をもって、まちづくり常任副委員長及び情報推進常任委員長から

所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申し入れがありました。

お諮りします。

各委員長、副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長、副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、平成30年第6回幌延町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(14時44分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 植村 敦

署名議員 2 番 西澤 裕之

署名議員 4 番 無量谷 隆

以上、記録する。

主 事 満保 希来